円滑な事業承継をサポート

事業承継サポートデスク　☎052-454-0526

相談無料

事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートするための専用窓口。
悩んだら、 まずはお電話ください！

事業承継セミナー
→ 知識習得をサポート

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」による支援
→ 経営の見える化をサポート

専門家派遣
→ 経営課題の把握・改善、
事業承継計画の策定をサポート

関係機関との連携
→ 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、
商工会議所・商工会等と連携してサポート

保証制度による資金調達

↓

事業承継に係る主な保証制度

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証	事業承継サポート保証（ゆずりは）	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証
こんな時におすすめ	経営者保証を不要としたい	経営者保証を解除したい	持株会社を活用した承継に	自社株や事業用資産の買取りに	後継者個人による承継に	企業間買収・M＆Aに	従業員等個人による承継に
保証対象者	事業会社※2	事業会社※2、4	持株会社※3	事業会社※4または個人の中小企業者	代表者個人	会社※4または個人の中小企業者	事業を営んでいない個人
認定を受けるかた※1	―	同上	―	同上	事業会社	同上	同上
株式取得資金	●	―	● ※5	●（法人の場合のみ）	●	● ※5	● ※5
事業用資産等の取得資金	●	―	●	●	●	●	●
借換資金	●	●	―	―	―	―	―

※1　経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定
※2　一定の財務要件等があります。
※3　後継者が発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有していることが必要です。
※4　会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限ります。
※5　発行済議決権株式総数の2分の1超を取得する場合に限ります。

詳細は、裏面参照

愛知県信用保証協会

事業承継

サポートします！会社の未来

中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会

本　　店／〒453-8558　名古屋市中村区椿町７番９号
西三河支店／〒444-8612　岡崎市上明大寺町２丁目 13 番地
東三河支店／〒440-0076　豊橋市大橋通２丁目 125 番地

R6.4

	事業承継に際して、経営者保証を不要とするパターン							事業承継に必要な資金を調達するパターン							
	一般保証				別枠保証		一般保証	別枠保証							
制度 県制度を兼ねる場合	事業承継特別保証	環承特 １・２		環承特 ３・４	経営承継借換関連保証	環承借換	事業承継 サポート保証 （ゆずりは）	経営承継関連保証	環承経	特定経営承継関連保証	環承継特	経営承継準備関連保証	環承経準	特定経営承継準備関連保証	環承継特準
保証対象者	３年以内に事業承継を予定している法人※1		令和２年１月１日以降に事業承継を実施し、事業承継日から３年を経過していない法人※1		３年以内に事業承継を予定している会社※1※2		事業承継計画を策定しており、代表者（後継者）が３分の２以上の株式を保有する持株会社	事業承継を実施した個人、会社※2		事業承継を実施した会社の新代表者（後継者）個人		県知事が認定した中小企業者に対して、他の中小企業者の経営の承継を行う個人、会社※2		県知事が認定した事業を営んでいない個人	
認定を受けるかた	不要		不要		同上		不要	同上		事業承継を実施した会社		同上		同上	
資金使途	個人保証付き融資の借換資金および経営の承継に際して必要な事業資金		事業承継前に借りた個人保証付き融資の借換資金		代表者の個人保証付き融資の借換資金 ＊保証料等借換に必要な費用のみ上乗せ可		①株式※3の取得に必要な資金 ②被後継者が所有する事業用資産の取得に必要な資金	経営の承継に際して必要な事業資金※4		経営の承継に際して必要な事業資金※4		他の中小企業者の経営の承継に不可欠な事業用資産・株式※3等を取得するために必要な資金		他の中小企業者の経営の承継に不可欠な事業用資産・株式※3等を取得するために必要な資金	
限度額	２億 8,000 万円				２億 8,000 万円		２億 8,000 万円 ＊一般保証との合算限度あり	２億 8,000 万円		２億 8,000 万円 ＊一般保証との合算限度あり		２億 8,000 万円		２億 8,000 万円 ＊一般保証との合算限度あり	
融資期間 利率	10 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 0.9% 3 年超 5 年以内 1.0% 5 年超 7 年以内 1.1% 7 年超 10 年以内 1.2%	10 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 0.9% 3 年超 5 年以内 1.0% 5 年超 7 年以内 1.1% 7 年超 10 年以内 1.2%	10 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 0.9% 3 年超 5 年以内 1.0% 5 年超 7 年以内 1.1% 7 年超 10 年以内 1.2%	20 年以内 （金融機関所定利率）	運転 10 年以内 設備 15 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 1.1% 3 年超 5 年以内 1.2% 5 年超 7 年以内 1.3% 7 年超 10 年以内 1.4% ※5	運転 10 年以内 設備 15 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 1.1% 3 年超 5 年以内 1.2% 5 年超 7 年以内 1.3% 7 年超 10 年以内 1.4% ※5	運転 10 年以内 設備 15 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 1.1% 3 年超 5 年以内 1.2% 5 年超 7 年以内 1.3% 7 年超 10 年以内 1.4% ※5	運転 10 年以内 設備 15 年以内 （金融機関所定利率）	1 年超 3 年以内 1.1% 3 年超 5 年以内 1.2% 5 年超 7 年以内 1.3% 7 年超 10 年以内 1.4% ※5
貸付形式	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引	証書貸付	証書貸付、手形貸付	証書貸付	証書貸付、手形割引、電子記録債権割引	証書貸付	証書貸付	証書貸付
返済方法	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済	均等分割返済	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済	均等分割返済 （1 年以内は一括返済も可）	均等分割返済
据置期間	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	2 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内
保証料率	年 0.45～1.90% 保証料率軽減対象※6の場合は 年 0.20～1.15%	年 0.40～1.83% 保証料率軽減対象※6の場合は 年 0.20～1.15%	年 0.45～1.90% 保証料率軽減対象※6の場合は 年 0.20～1.15%	年 0.40～1.83% 保証料率軽減対象※6の場合は 年 0.20～1.15%	年 0.45～1.90% 保証料率軽減対象※6の場合は 年 0.20～1.15%	年 0.40～1.83% 保証料率軽減対象※6の場合は 年 0.20～1.15%	年 0.45～1.90%	年 0.45～1.90%	年 0.40～1.83%	年 0.45～1.90%	年 0.40～1.83%	年 0.45～1.90%※7	年 0.40～1.83%※7	年 1.15%	年 1.12%
保証人	不要				不要		必要となる場合がある。ただし、原則として持株会社の代表者及び事業会社以外は不要とする。	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外は不要とする。		必要となる場合がある。ただし、原則として認定中小企業者以外は不要とする。		必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外は不要とする。※8		必要となる場合がある。ただし、原則として他の中小企業者（会社に限る）以外は不要とする。	
必要書類	・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書 ＊申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合は他行借換依頼書兼確認書が必要です。				・認定書の写し ・認定申請書の写し ・認定申請の提出書類の写し ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書 ＊申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合は他行借換依頼書兼確認書が必要です。		・事業承継計画書の表紙 ・事業承継計画書 ・持株会社及び事業会社の株主名簿の写し ・事業会社の商業登記簿謄本の写し ・事業会社の決算書の写し（２期分） ＊資金使途①の場合は株式評価算定書の表紙および税理士等が作成した株式評価算定書が必要です。	・認定書の写し ・認定申請書の写し ・認定申請の提出書類の写し		・認定書の写し ・認定申請書の写し ・認定申請の提出書類の写し		・認定書の写し ・認定申請書の写し ・認定申請の提出書類の写し		・認定書の写し ・認定申請書の写し ・認定申請の提出書類の写し	

※1　次の財務要件を満たすことが必要です。　① 資産超過であること　② ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（(借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費)）が 15 倍以内であること　③ 法人・個人の分離がなされていること　④ 返済緩和している借入金がないこと
※2　会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限ります。
※3　発行済議決権株式総数の２分の１超を取得する場合に限ります。
※4　県知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な次の資金が対象になります。　①議決権株式の取得資金　②事業用資産等の取得資金　③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭（他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金、事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金）　⑤その他の運転資金
※5　愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた場合は、記載の金利から 0.2%引下げとなります。
※6　①中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の確認を受けた後、②事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継計画の確認を受けた「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を提出した場合をいいます。
※7　申込人が事業を営んでいない者である場合および個人として事業を営む者であるものの貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は一律年 1.15%（県制度は年 1.12%）となります。
※8　※１の財務要件を満たし、「財務要件等確認書」を提出した場合は、保証人不要の取扱いが可能です。

事業承継応援割引

代表者の年齢が保証申込み時点で 60 歳以上であり、事業承継計画※を策定し、県知事の認定を受けているかたが、次の保証制度を利用する場合、保証料率を 0.1%引下げます。

認定支援税理士連携推進保証（Ｔ連携）　協調推進保証同時実行型（コラボあいち）・ストック型（リレーションあいち）　推進保証（Ａ推進）　長期一括保証（ライナーⅡ）

※後継者の氏名や事業承継の時期、承継時までの経営の見通し等に加え、認定経営革新等支援機関による指導および助言の内容等が記載されたものをいいます。
＊ご利用には、「特例承継計画に基づく保証料割引制度に関する申請書・推薦書」の提出が必要です。

（R6.4）